

## 印鑑登録（廃止等）申請の仕方について

### 1. 印鑑登録をできる方

住田町に住民登録をしている方（15歳未満、成年被後見人は除く）

住田町に外国人登録をしている方（15歳未満、成年被後見人は除く）

### 2. 印鑑登録をできる場所及び時間

[場所] 住田町役場 町民生活課

[時間] 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（休日は除く）

### 3. 本人申請の場合

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等の公的機関が発行した顔写真付きの証明書で本人確認を行い、即日登録をします。

公的機関が発行した顔写真付きの証明書がない場合は、住田町で印鑑登録をした人が保証人となり、保証人の欄に記載し登録印鑑を押印していただき、即日登録をします。（保証人の方も本人と一緒に来庁して下さい。）

上記どちらかで、本人確認ができない場合は、役場から印鑑登録に関する照会書を郵送し、回答を得てから後日登録をします。

### 4. 代理人申請の場合

代理人は、本人からの委任状を持参し申請していただき、後日役場から本人宛に印鑑登録の意思確認のため印鑑登録に関する照会書を郵送し、回答を得てから登録をします。

### 5. 登録できる印鑑

氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表わしているもの。

職業、資格その他氏名以外の事項を表わしていないもの。

ゴム印その他の印鑑で変形していないもの。

（注意） 印影の大きさが一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの、印影を鮮明に表しにくいものは登録できません。

### お問い合わせ先

住田町役場 町民生活課

0192-46-2113（直通）